

令和7年度（上半期） 延長相談について

毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）は、午後5時から午後7時まで、「電話」又は「富山本所への来所」による延長相談を受け付けます。

なお、**偶数月の第1、第2火曜日 及び 奇数月の第2火曜日 の延長相談は、電話相談のみとし、来所による相談は受け付けておりませんので、ご注意ください。**

延長相談実施予定日

4月	5月	6月	7月	8月	9月
4/1(火)	5/13(火)	6/3(火)	7/1(火)	8/5(火)	9/2(火)
4/8(火)	5/20(火)	6/10(火)	7/8(火)	8/12(火)	9/9(火)
4/15(火)	5/27(火)	6/17(火)	7/15(火)	8/19(火)	9/16(火)
4/22(火)	※5/6(火)は、 振替休日の為、 閉庁します。	6/24(火)	7/22(火)	8/26(火)	9/30(火)
※4/29(火)は、 昭和の日の為、 閉庁します。			7/29(火)		※9/23(火)は、 秋分の日の為、 閉庁します。

※赤文字の日は、電話相談のみ

黒文字の日は、電話相談・富山本所への来所ともに受付